

広島県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年三月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

加茂油木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市加茂町北山四四七〇番一〇地先から 福山市加茂町北山三九七番一地先まで	八・五〇 二・三〇〇〇	五・〇〇 一・三〇〇〇		四三〇・〇〇	拡幅